

第3章 人権施策の総合的な推進に向けて

人権施策をより実効性のあるものとするため、次のような共通認識のもとに、人権教育・人権啓発の推進、相談窓口の充実と庁内体制の整備、個人情報の保護等、総合的に施策の推進に取り組みます。

■ 人権課題の把握

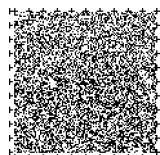
人権侵害を受けやすい人々は、社会の中で弱い立場にある場合が多く、自ら声を上げにくい状況にあります。そのため、人権課題は社会の中に沈潜化し、表面化しにくいことを常に念頭に置き、社会の中に沈潜している当事者の「声なき声」をすくい上げる必要があります。

定期的な調査の実施や、各種相談窓口に寄せられた相談事例等を通じて、人権に関するさまざまな状況や課題の迅速かつ的確な把握に努めます。

■ 人権課題に直面している当事者の思いやニーズの把握

人権施策の効果を高めるためには、市民の理解、協力と同時に、人権侵害を受けやすい立場にある当事者からの信頼を得ることが重要です。

当事者からの視点を欠いた一方的な施策は、実効性が薄いことはもとより、当事者を傷つける場合もあることから、当事者との対話等を通じて、思いを知り、ニーズの把握に努め、施策に反映できるよう努めます。



「すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養(かんよう)（※）を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・人権啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない」旨が国の定める「人権教育・啓発に関する基本計画」に規定されています。

人権教育・啓発は、地方公共団体の責務として、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条において、次のとおり規定しています。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

※ 涵養：水が自然に土に浸透するよう、無理をせずゆっくりと養い育てること。

現状と課題

本市では、人権尊重の精神が社会や生活の中に定着するよう、人権施策の推進を図るため、人権教育及び人権啓発に取り組んできました。

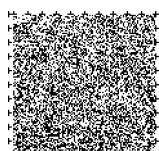
人権教育において、学校教育では、多様な子どもたちが、子ども同士や教職員、保護者等との関わりを通して、自分を大切にするとともに、相手を尊重する気持ちで行動できるように、発達段階に応じた人権教育を行っています。また、社会教育においては、人権に関する多様な学習機会を提供するよう努めています。

人権啓発では、多岐にわたる人権課題の解決に向けて、市民に向けて、さまざまな啓発事業を開発するとともに、あらゆる市の施策を人権尊重の視点で実施できるよう、職員への意識啓発についても、取組を実施してきました。

これまで、人権教育・人権啓発の取組を着実に行ってきました結果、人権施策が推進され、一定の成果を上げています。また、あわせて、市民及び職員の人権意識が高まるとともに、多岐にわたる人権課題に関する理解と認識が深まりつつあるなど、一定の成果が得られています。

しかしながら、今なお、社会の中では、差別や偏見などにより、さまざまな人権侵害や差別事案が発生しているほか、社会情勢の変化等に伴い、新たな人権課題が生じるなど、人権の課題は、時代とともに多様化かつ複雑化しており、これらの対応を図っていく必要があります。

人権尊重の精神が社会や生活の中に定着するためには、着実かつ継続的な意識啓発の取組を粘り強く実施していくことが強く求められます。



【人権教育の意義・目的】

■ 「人権教育」とは、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神に則り基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育及び社会教育を通じて推進される。

学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、さまざまな課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められている。《国が定める「人権教育・啓発に関する基本計画」から一部抜粋》

■ 人権教育は、人権に関する知識の習得とともに、人権課題の解決をめざす主体的な態度、技能及び行動力を育てる目的としている。

《文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」から抜粋》

【人権啓発の意義・目的】

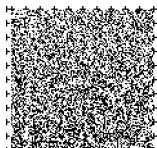
「人権啓発」とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を意味し、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようすることを旨としている。すなわち、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で、その目的とするところは、国民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他の人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにあり、日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的である。

《国が定める「人権教育・啓発に関する基本計画」から抜粋》

施策の方向性

(1) 学校教育における取組

① 子どもが発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解を深め、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」ができるよう人権感覚を身に付け、それがさまざまな場面等で、具体的な態度や行動に現れるよう、すべての教育活動を通じて、人権教育に努めます。



② 教職員の人権意識の向上を図る取組を実践し、人権尊重の視点に立った教育活動の充実を図ります。また、子どもの発達段階に応じ、学校教育全般を通して、指導資料の整備を図り、組織的・計画的な人権教育を進め、自分も他の人も大切にする子どもを育みます。

③ 国や県、私立学校等を含めたさまざまな機関と連携して、人権教育の取組に努めます。

(2) 社会教育における取組

人権に関する学習機会を提供するとともに、市民の自発的な学習の支援に努めます。また、人権尊重の視点をさまざまな社会教育事業の中に取り入れます。

(3) 関係機関と連携した意識啓発の推進 新

人権尊重の精神が社会や生活の中に定着し、市民一人ひとりが人権について、正しい理解と行動がとれるよう、国、県、他の自治体、人権関連団体、企業・団体等、さまざまな機関と連携し、あらゆる機会、あらゆる場を通じて、より効果的な啓発活動を推進します。

(4) 個別課題に関する意識啓発 新

セクシュアル・マイノリティ、外国につながりのある市民、インターネットを通じたいじめなど、個別具体の人権課題についても、課題の解決に向けて、市民の意識啓発を図ります。

(5) 情報バリアフリー施策の推進 新

障がいのある人や外国につながりのある市民など、あらゆる人が市政に関するさまざまな情報を入手し、行政サービスを等しく享受できるよう、情報や内容に応じて、障がいのある人に向けては、点字、音声案内、手話及び筆記通訳等、また、外国籍市民など日本語を母語としない市民へは、やさしい日本語版（全文ルビふりなど）や、多言語化を図るなど、複数の手段で情報を伝える情報バリアフリー対応の推進に努めます。

(6) 特定職業従事者（※）に対する啓発

特定職業従事者の人権意識を高め、人権擁護の徹底を働きかけます。

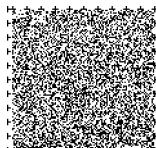
(7) 現場体験型研修の推進 新

職員の人権感覚を養い、人権を尊重した行動ができるよう、さまざまな人権課題に直面している人々の意見を聴き、痛みや苦しみを共感できるよう、参加体験型の研修の推進に努めます。

※ 特定職業従事者：人権に関わりの深い特定の職業に従事する者（13業種）

検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者

《「『人権教育のための国連10年（1995年～2004年）』に関する国内行動計画」及び「国が定める『人権教育・啓発に関する基本計画』」に規定》



現状と課題

現在、国・県・市町村等の公的機関、民間団体などにおいて、さまざまな相談活動が行われています。

これらの相談機関の多くは、直接的な人権相談として位置付けて相談を受けているものではありませんが、相談内容の多くは、人と人との関わりの中で起こる身体的、精神的苦痛に関する相談であり、その多くが人権に関わるものです。

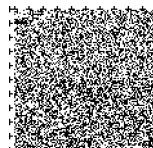
また、さまざまな要因が複雑に絡みあい、一箇所の相談窓口では対応しきれない複合的な相談事案もあります。このようなケースでは、官民を問わず、あらゆる相談機関が相互に連携協力し、相談者的心に寄り添い、人権尊重の視点に立って相互に連携して相談に当たることが人権侵害の未然防止や被害者の救済のため、重要となります。

本市では、人権相談体制の支援を図るため、毎週金曜日の定例人権相談の他、人権週間等において特設の人権相談を実施するなど、相談窓口の充実・連携を進めてきました。また、いじめ相談や外国人相談など、それぞれの分野ごとに相談体制の構築を図ってきました。

このような取組を進めていく中で、国、県、関係機関との情報共有や連携の更なる強化といった課題が挙げられます。

「藤沢市」における人権に関する主な分野別 相談件数実績

分野	相談区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	備 考
人権全般	人権相談	37	29	29	毎週金曜日の定例相談と人権週間等における特設相談
女性	女性相談	115	130	117	D V 等女性相談全般
子ども	児童虐待相談	334	272	354	新規相談件数
	いじめ相談 ホットライン	—	18	159	ホットラインは、2013 年（平成 25 年）8 月開設 《24 時間体制は、2014 年（平成 26 年）4 月から》
高齢者	高齢者虐待 相談	73	106	90	新規相談件数
障がい者	障がい者虐待 相談	21	36	28	新規相談件数 「藤沢市障がい者虐待防止センター」 2012 年（平成 24 年）10 月開設
外国につな がりのある 市民	外国語相談	4,634	4,193	4,694	日常生活等
患者等	医療安全相談	669	417	332	保健所



(1) 相談窓口の充実

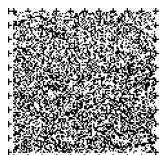
差別、いじめ、虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）、近隣トラブルなど、人と人との関わりの中で、解決策を求めて行政の相談窓口を利用する人が増えています。これまで、さまざまな分野で相談窓口を設置してきましたが、今後は、多岐にわたる相談内容に応じて、更に相談者の期待に応えられるよう国や県、他の自治体、及び人権関連団体等と連携し、相談対応の充実に努めます。

(2) 相談・支援・救済に向けた連携

子ども、女性への虐待、複合した人権課題などを迅速かつ適切に解決するために、国や県等の関係機関及びNPO等の関係団体との連携を更に進め、相談者的心に寄り添った柔軟性のある相談対応の充実を図ります。

(3) 相談員の養成と確保

相談内容の広がりや複雑化に伴い、専門的能力を必要とする事例が増えています。個々の事例にきめ細かく対応し、解決への道筋をつけることができる専門的知識を有する相談員の養成と確保を図ります。



現状と課題

実効性のある人権施策の推進には、職員の高い人権意識と効率的推進体制が必要です。

本市では、2007年（平成19年）2月に人権指針を策定し、この人権指針に基づき、職員が豊かな人権知識と人権感覚を養うことができるよう、各種の人権研修等を実施するとともに、庁内の組織、体制の整備について、取組を進めてきました。

今後も、職員の人権感覚を高めていく取組を更に進めていく必要があります。

施策の方向性**(1) 組織及び体制の充実****① 人権担当課の役割**

人権担当課は、人権施策についての行政の責務と役割を自覚し、施策全般を調整し、職員の専門能力の育成に努めます。

② 人権施策推進責任者及び人権施策推進担当者の設置

課等ごとに「人権施策推進責任者」及び「人権施策推進担当者」を配置し、人権情報の収集・提供、人権研修の推進に努めます。

③ 藤沢市人権事務事業推進連絡会

人権に関する事務事業を円滑に進めるために設置する「藤沢市人権事務事業推進連絡会」の機能の一層の強化・充実を図るとともに部局が連携し、互いの専門性を活かして人権課題の効果的な解決に努めます。

④ ふじさわ人権協議会

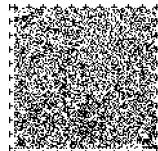
ふじさわ人権協議会は、学識経験者、各分野の関係団体等の代表者及び公募委員により構成された庁外組織で、人権指針に基づく取組状況等、市の人権施策全般に対して協議及び助言等を行います。

任期：2年 委員数：12人（以内）

⑤ 藤沢市人権擁護委員会

藤沢市人権擁護委員会は、市長が市議会の同意を得て法務大臣に推薦し、法務大臣から委嘱された人権擁護委員により構成されています。人権相談の他、地域に根ざした人権啓発活動や小・中・特別支援学校等と連携し、さまざまな人権啓発活動を行います。

任期：3年 委員数：16人



(2) 職員への人権研修

① 集合型研修の実施

階層別及びテーマ別などの研修を継続的に実施します。特に日常業務に関連した人権課題や課題の解決につながる研修の充実に努めます。

② 現場体験型研修の実施 **新**

さまざまな人権課題に直面している当事者から話を聴き、課題を学ぶ機会として、障がいのある人、高齢者、外国人、セクシュアル・マイノリティ、HIV感染者等に関する施設や支援団体などの関係機関等の協力のもとに、人権に関する現場体験型の研修について、充実を図ります。

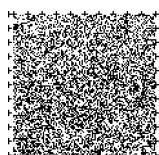
③ 人権に関するe ラーニング研修の実施

職員個々の人権意識の向上のため、人権に関する知識、具体的な課題などを踏まえた効果的、実践的な意識啓発の機会として、人権に関するe ラーニング研修を実施します。

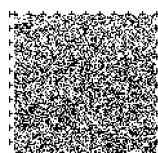
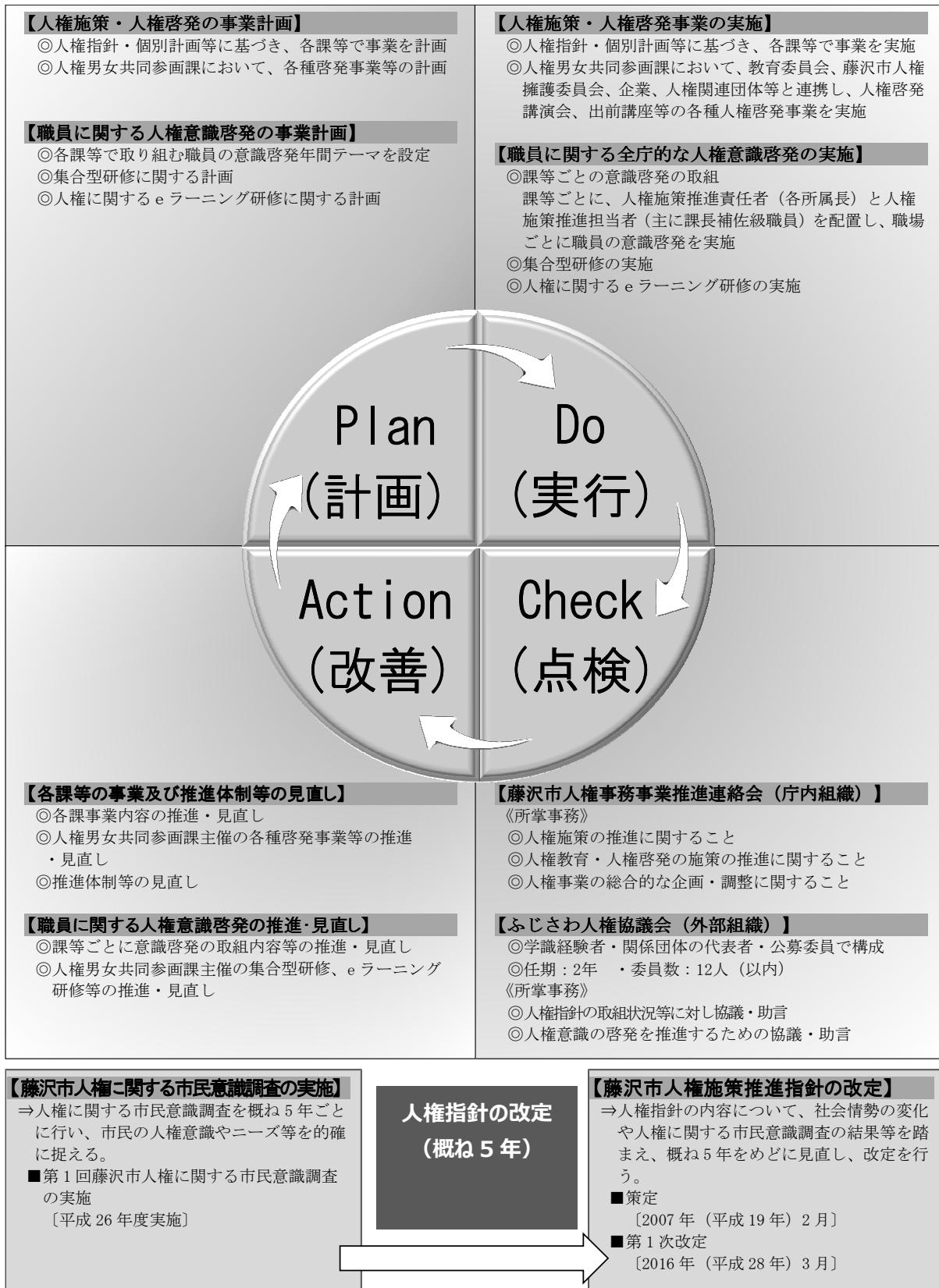
(3) 人権情報の収集と活用

人権に関する情報を広く収集するとともに、市民の人権意識やニーズ等を把握するため、人権に関する意識調査について、定期的に実施します。

また、日常業務から得た相談、救済などに関する情報をデータベース化し、人権施策の充実に努めます。



P D C A 図



現状と課題

個人情報保護の対策を講じることにより、憲法で保障された基本的人権を擁護することになります。

個人情報保護制度は、プライバシーの権利を中心として、個人の権利利益を保護する制度です。2005年（平成17年）に全面施行された「個人情報の保護に関する法律」は、「個人情報をプライバシーより広く個人を特定できる情報とし、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」（第1条）ことを目的としています。

本市では、1988年（昭和63年）に施行された「藤沢市個人情報保護条例」を「藤沢市個人情報の保護に関する条例」として、2003年（平成15年）に全部改正し、引き続き、個人情報の保護に努めてきました。

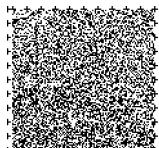
また、地方自治の本旨の一つである住民自治の原則を踏まえ、市政を推進する上において、市民の知る権利を保障し、市政の透明性・公開性を推進するため、1985年（昭和60年）に「藤沢市情報公開条例」を定め、情報公開の適切な運用を図ってきました。

個人情報の適正な管理と情報公開制度の適切な運用は、人権施策推進の共通基盤となるものです。

社会保障・税番号制度導入に伴う情報提供ネットワークシステム化など、新たに大規模なコンピュータ利用拡大の動きもあり、個人情報を取り扱うときは、更に厳重な取扱いについて徹底を図る必要があります。

2013年（平成25年）5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が制定され、本市では、「藤沢市特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」を定め、全庁的な取組を行います。

また、本市では、住民票の写し等が不正に取得された場合に、本人の権利利益を保護するとともに、不正取得の抑止を図るため、本人にその旨を通知する本人通知制度を、県内他市町村に先駆けて、2013年（平成25年）9月から運用を開始しました。



(1) 個人情報の適正な管理及び情報公開の適切な取扱い

人権擁護の観点からも、個人情報の適正な保護・管理を徹底します。あわせて、情報は市民との共有財産との基本姿勢に立ち、知る権利を保障するために、積極的に情報公開・情報提供を図ります。

(2) 情報資産の適正な取扱い **新**

市が管理している個人情報を含めたあらゆる情報資産は、「藤沢市情報セキュリティポリシー」に基づき、全組織的な取組として、事件、事故から守り、適正な管理に努めます。また、すべての情報資産の取扱いについては、地方自治法、地方公務員法、藤沢市個人情報の保護に関する条例、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程等の関係法令を遵守します。

(3) 本人通知制度の運用 **新**

住民票の写し等の不正取得の抑止を図り、市民の権利利益を保護するため、本人通知制度の運用について、更に周知を行い制度が浸透するよう努めます。

